

一般社団法人 淡水生態研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人 淡水生態研究所と称し、英文では
Institute of Freshwater Ecological Research と表示する。

(主たる事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市に置く。

(目的)

第3条

この法人は、カメ類をはじめとした淡水生態系を取り巻く自然環境の保全というテーマに関して、保全活動や研究活動を行っている民間団体、個人、関係機関等と相互の連絡を図りながら、カメ類をはじめとした淡水生態系の研究及び保全活動が持続可能なものとなるよう、育成・発展させることを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 淡水生態系の研究・保全に関わる事業
- (2) 淡水生態系の研究・保全活動の育成及び発展に関する事業
- (3) 淡水生態系の研究・保全に関する講演会、講習会、研修会等の開催による人材育成の事業
- (4) 淡水生態系に係る外来生物等の防除及び利活用に関する事業
- (5) 会員および関係団体等との相互連絡と情報の収集及び提供に関する事業
- (6) 前各号に掲げるものの他、前条の目的を達成する為に必要な事務及び事業

(公告の方法)

第5条

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条

会員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条

- 1 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条

- 1 会員はこの法人所定の様式による退会届を代表理事に提出し、任意にいつでも退会することができる。
- 2 本人が死亡し、又は会員である団体が解散、消滅したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条

会員が既に納入した会費その他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条

- 1 定時社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
- 2 臨時総会は、理事の過半数が必要と認めたとき、または正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書等を以て通知しなければならない。

(議決権)

第16条

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第17条

社員総会の議長は、代表理事がこれを行う。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第18条

1 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第19条

- 1 この法人に、理事3名以上を置く。
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条

- 1 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員任期)

第21条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第22条

1 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員解任)

第23条

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第27条

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第28条

この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することが出来る。

(解散)

第29条

この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第30条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第31条

この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員等)

第32条

この法人の設立時代表理事及び設立時理事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事	多田哲子
設立時理事	田中(西堀)智子
設立時理事	久米卓美
設立時理事	網本壮一郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	多田哲子
設立時社員	田中(西堀)智子
設立時社員	久米卓美
設立時社員	網本壮一郎

(法令の準拠)

第34条

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人淡水生態研究所設立のためこの定款を作成し、設立時社員4名は次に記名押印する。

令和 4年 10月 21日

設立時社員 多田哲子 印

設立時社員 田中（西堀）智子 印

設立時社員 久米卓美 印

設立時社員 網本壮一郎 印